



毎月10日発行



沖縄市中央パークアベニュー

- 1 「トラックの日」記念イベント トラックフェスティバルを開催
- 3 「経営者研修」及び「全国トラック運送事業者大会(熊本市)」の実施報告
- 6 第39回 全国フォークリフト運転競技大会の開催
- 7 令和6年度「標準的な運賃」活用セミナー(物流セミナー)開催について
- 9 貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について

- 11 中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業の実施について(ご案内)
  - 13 行政機関が実施する運転免許取得助成金のご案内  
令和6年度 沖縄県トラック協会助成金執行状況
  - 14 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)  
協会日誌(行事予定)  
会員だより  
近代化基金融資にかかる貸出金利について
- 裏表紙 配送にはコストがかかります  
配送負担の軽減にご協力ください

## 「トラックの日」記念イベント

# トラックフェスティバルを開催

10月19日（土）に九州沖縄トラック研修会館及び隣接の第2駐車場においてトラックの日記念イベント「トラックフェスティバル」を開催しました。

昨年度に引き続き、働く車両の展示及び乗車体験、美ら海移動水族館、運転シュミレーション体験、しゃぼん玉ショー、サイエンスショー、ドローンシュミレーション体験等の体験型のイベントを実施し、多くの方々にご来場いただきました。また、絵画コンクールの表彰式では634点から厳正なる審査で選ばれました53名の児童に対し、新城会長より表彰状の授与が行われました。

イベントを開催するにあたり関係機関のご協力をはじめ、会員及び地域の皆様など多数の方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。



トラックの日絵画コンクール表彰



大型車両乗車体験



冷凍車乗車体験



美ら海移動水族館



パトカー乗車体験



白バイ乗車体験



しゃぼん玉ショー



サイエンスショー



水消火器・消防車両乗車体験



運転シュミレーション体験



ドローンシュミレーション体験



反応速度測定体験



抽選会&ヒーロー

**後援：**沖縄県・沖縄県警察・内閣府沖縄総合事務局

**協力：**琉球通運(株)・(株)オートキャリー・沖縄県警察那覇警察署・沖縄県警察本部  
交通機動隊・那覇市消防局・(独)自動車事故対策機構 沖縄支所・那覇地区交  
通安全協会・(一財)沖縄美ら島財団 沖縄美ら海水族館

# 「経営者研修」及び「全国トラック運送事業者大会(熊本市)」の実施報告

去る10月2日(水)から4日(金)までの2泊3日の行程で「経営者研修」の実施及び「第29回全国トラック運送事業者大会」に参加した。

はじめての試みとして、「全国トラック運送事業者大会」への参加に併せて、大会が実施される地域(熊本市)において「経営者研修」を同時に実施することとし、当協会役職員や事業者から25名の参加があった。

## ○経営者研修の実施

当業界の防災・減災体制の取り組み強化を目的に、平成28年(2016年)に発生した熊本地震で被災した地域や地震遺構の視察を行った。熊本地震では、観測史上はじめて同一地域において震度7の地震が28時間の間に2度発生し甚大な被害をもたらした。熊本県防災センターの視察では、ガイドの案内により、熊本地震や豪雨など熊本県の過去の災害の経験や教訓、災害発生のメカニズム、防災の取組、展示パネル、プロジェクションマッピング等について説明を受け、VR(ヴァーチャルリアリティ)の体験を行った。益城町の益城町交流情報センターでは震災ボランティアガイドの案内により震災に関する経験や教訓をお聞きした後、農地に約180mにわたって地表断層が発生した現場を見学した。

翌日は、中核拠点施設KIOKUの展示施設と震災遺構(旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層)をガイドに案内していただき、震度6強の揺れを受けながら倒壊しなかった建物と断層の震災遺構見学や熊本地震その時シアターでは震災の実情や当時の様子を伝える映像を通して熊本地震をふり返った。

## 【熊本県防災センター】



ガイドによる説明



熊本の災害年表



避難所用間仕切りテント



VR(ヴァーチャルリアリティ)



集合写真

## 【益城町交流情報センター】



ボランティアガイドによる説明



センター内での説明

## 【中核拠点施設KIOKU】



集合写真



崩落した阿蘇大橋の鉄骨



当時にふり返るシアター



旧東海大学阿蘇キャンパス



展示品



ONE PIECEロビン像



落橋した阿蘇大橋

## ○第29回全国トラック運送事業者大会の開催

10月3日(木)に第29回全国トラック運送事業者大会が、熊本市の熊本城ホールとホテル日航熊本で開催された。

全国から約1,300名の事業者が集結し、当協会から25名が参加した。

大会は、全体会議、シンポジウム、記念講演会、全体会議、懇親会が開催された。シンポジウムでは京都大学大学院工学研究科の藤井教授の進行により「2024年を(物流革新元年)に」をテーマに設定され、各パネリスト(行政、労働組合、マスコミ、消費者団体、トラック業界代表)から提言などがあつた。

記念講演会では、歴史学者の本郷和人氏が「名称の言葉－武人の生き様と美学」をテーマに講演を行い、戦国武将の加藤清正などの言葉を紹介した。

その後の全体会議では、大会決議(案)が採択された後、来賓挨拶、次回大会開催地ブロック協会長挨拶、ガンバローコールの後、大会閉会の挨拶で終了した。



開催地ブロック協会長挨拶



大会の様子(シンポジウム)

## 決 議 (案)

私たちがトラック運送事業者は、我が国の国民生活、産業活動を支えるライフラインであり、災害時には被災地に向けた緊急・救援物資輸送の担い手として、重要な使命を果たすべく、日夜懸命に努力している。

トラック運送業界では、二〇二四年問題を物流革新元年として、「商慣行の見直し」、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」に対し、官民連携を取り「魅力あるトラック運送業界」の実現に向けて一致結束して取り組んでいく必要がある。

我々は、業界一丸となり、「安全・安心な輸送サービスを提供し続ける」ため、交通事故防止に全力で取り組み、飲酒運転の根絶を徹底し、トラック運送業界の叡智(えいち)と総力を結集して、諸課題に勇気をもって果敢に取り組んでいかねばならない。

このため、我々は本日、第二十九回全国トラック運送事業者大会の開催にあたり、本大会の総意をもって、以下のとおり決議する。

- 一、物流革新に向けた政策パッケージに基づく「二〇二四年問題」への対応を図ろう
  - 一、改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト取受等転嫁対策を推進しよう
  - 一、トラックGメンと調査員との連携による荷主対策の深度化を推進しよう
  - 一、燃料高騰対策等を推進しよう
  - 一、多様な施策による良質なドライバーの人材確保を図ろう
  - 一、飲酒運転の根絶を徹底しよう
  - 一、SA・PA等駐車マスの拡充と重要物流道路等広域道路ネットワークの整備を推進しよう
  - 一、高速道路料金の適切な割引の拡充を推進しよう
  - 一、適正化事業の推進(D・E事業所の重点化)による法令遵守の徹底を図ろう
  - 一、新技術を活用した物流DXを推進しよう
- 右、決議する。

令和六年十月三日

第二十九回全国トラック運送事業者大会

# 第39回 全国フォークリフト運転競技大会の開催

9月28日(土)～29日(日)に陸上貨物運送事業労働災害防止協会主催による、第39回全国フォークリフト運転競技大会が愛知県中部トラック総合研修センターにおいて開催され、沖縄県代表として(株)りゅうせき 平地洋輔氏、沖縄西濃運輸(株) 宮里睦美氏の2名が出場いたしました。

大会には、各都道府県大会を勝ち抜いた一般の部47名、女性の部15名の合計62名が参加し、学科・点検・運転の総合得点で競われました。

平地氏・宮里氏も上位入賞とはなりませんでしたが、全国の好敵手に伍して健闘しました。



開会式



沖縄県代表選手



平地選手



宮里選手

## 一般の部

順位	支部名	ゼッケン	氏名	学科	点検	運転	合計
優勝	岡山県	62	佐藤 修子	288	100	600	988
準優勝	岐阜県	26	大沢 光正	282	90	600	972
3位	大阪府	1	田村 蓮	270	100	590	960
4位	山口県	60	久保 治彦	288	100	570	958
5位	群馬県	24	南雲 伸一	270	100	585	955

## 女性の部

順位	支部名	ゼッケン	氏名	学科	点検	運転	合計
優勝	愛知県	34	井藤 磨奈	252	100	585	937
準優勝	滋賀県	22	新谷 真代	252	100	550	902
3位	三重県	3	篠原 望玖	216	80	555	851
4位	静岡県	56	宮本あゆ美	240	95	515	850
5位	北海道	13	土門有希子	216	95	525	836

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長  
(公 印 省 略)

## 令和6年度「標準的な運賃」活用セミナー（物流セミナー）開催について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会におきましては、会員事業者が「標準的な運賃」に基づいて荷主との運賃交渉を行い、ドライバーの働き方改革を実現し、持続可能な輸送を維持できるよう「標準的な運賃」活用セミナー（物流セミナー）を開催することといたしました。

なお、2024年問題、物流パッケージに基づき貨物自動車運送事業法、標準運送約款が変更され、標準的な運賃も見直しされましたことから、令和6年度は、今年3月に告示された「新しい標準的な運賃」の活用セミナーといたします。本セミナーは、原価計算や独自運賃表の作成、荷主との交渉方法、燃料サーチャージ等を一本化した内容となっております。

つきましては、参加をご希望される会員事業者の皆様は、別添参加申込票により令和6年11月18日（月）までに FAX（098-863-3591）若しくはメール（[ota.tekiseika@okitora.or.jp](mailto:ota.tekiseika@okitora.or.jp)）にてお申込くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 令和6年11月29日（金） 14:00～16:30（受付13:30開始）
2. 場 所 九州沖縄トラック研修会館5階 第一研修室（那覇市港町2-5-23）
3. 内 容 ○新しい「標準的な運賃」告示（令和6年3月告示）の概要  
○新しい「標準的な運賃」の活用・物価高、燃料高、人材不足を反映した運賃  
・料金設計・荷主との運賃交渉  
○新・標準貨物自動車運送約款について
4. 講 師 近代経営システム研究所 森高 弘純 氏
5. 対 象 者 経営者及び管理者等
6. 申し込み方法 別添参加申込票により令和6年11月18日（月）までに FAX（098-863-3591）若しくはメール（[ota.tekiseika@okitora.or.jp](mailto:ota.tekiseika@okitora.or.jp)）にてお申込ください。
7. 注意事項 ①FAXにてお申込みの方は、送信確認をお願いいたします。  
②会場の駐車場には限りがございます。可能な限り公共交通機関をご利用ください。  
満車の場合は、お近くの有料駐車場等をご利用ください。

<本件に対する問い合わせ先> (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL: 098-863-0280



# 令和6年度「標準的な運賃」活用セミナー

## 参加申込票

令和 年 月 日

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 宛

FAX: 098-863-3591

Mail : [ota.tekiseika@okitora.or.jp](mailto:ota.tekiseika@okitora.or.jp)

※メールでお申し込みされる場合は、件名にセミナー名を入力の上、以下事項をベタ打ちで入力してください。

会社名 : \_\_\_\_\_

担当者名 : \_\_\_\_\_

会社連絡先 : \_\_\_\_\_

参加者氏名 : \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_

※原則各社2名までとします。複数営業所があり2名を超える場合は、事前にご相談ください。

※申込期限：令和6年11月18日（月）迄

会場の定員に達した場合、申込期限前であっても受付を締め切ります。予めご了承ください。

なお、FAXにてお申込みの方は、送信確認をお願いいたします。 ([TEL:098-863-0280](tel:098-863-0280))

以上

沖ト協発第111号  
 令和6年10月16日  
 会員事業者 各位  
 (公社) 沖縄県トラック協会会長  
 ( 公 印 省 略 )

**貨物自動車運送事業に係る営業所間における  
 運転者及び車両の移動の弾力化について**

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
 一般の電子商取引の増大により、宅配荷物の急激な増加、荷物の「小口・多頻度」化、繁忙期に限定されない突発的な運送需要の増大が生じていることで、貨物自動車運送事業者における車両、運転者の配置管理はこれまでより緻密な管理が必要となっていくことから、運行管理、整備管理のDX化を前提とした運転者、車両の柔軟な運用を認めることについて、別添のとおり、国土交通省より通達が発出されました。  
 また、本通達の適用に伴い、一定期間(30日以内)に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に事業用自動車の移動を実施する場合には、別添の国土交通省通達(国自貨第278号他)の運用方針に基づく条件を満たす場合において、増減車に係る事業計画の変更等、行政機関への事前の届出は不要となります。  
 なお、本通達の適用に伴い、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」(平成5年11月10日付け自貨第97号、自管第79号、自整第270号、自環第333号)は廃止となります。

**【添付資料】**  
 ・「貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について」  
 (令和6年8月30日 国自貨第278号、国自安第50号、国自情第121号、国自整第112号)

(お問合せ先) (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280

別添  
 国自貨第278号  
 国自安第50号  
 国自情第121号  
 国自整第112号  
 令和6年8月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
 (関東・近畿) 自動車監査指導部長 殿  
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長  
 安全政策課長  
 自動車情報課長  
 自動車整備課長  
 (公 印 省 略)

**貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について**

今般、電子商取引の増大により、宅配荷物の急激な増加、荷物の「小口・多頻度」化、繁忙期に限定されない突発的な運送需要の増大が生じていることで、貨物自動車運送事業者における車両、運転者の配置管理はこれまでより緻密な管理が必要となっている。このため、運行管理、整備管理のDX化を前提とした運転者、車両の柔軟な運用を認めることで、貨物自動車運送事業者における運転者及び車両の配置管理の負担軽減を図るべく、標記事項を実施することとした。  
 ついては、標記事項に関する実施要領を下記のとおり定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。また、この旨管轄区域内の各運輸支局への周知徹底も併せて図られたい。  
 なお、別添のとおり(公社)全日本トラック協会あて通知済みであるので念のため申し添える。  
 また、標記事項に関する実施要領策定に伴い、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」(平成5年11月10日付け自貨第97号、自管第79号、自整第270号、自環第333号)は本通達をもって廃止する。

## 記

### 1. 基本的考え方

一般貨物自動車運送事業者が、一定期間に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に運転者又は事業用自動車の移動を実施する場合には、以下の運用方針により行うものとする。

なお、当該事業用自動車（以下「移動車両」という。）については、移動元営業所に配置されているものとし、増減車に係る事業計画の変更の届出は不要とする。よって、営業所に配置する事業用自動車の数の変更には当たらず、使用の本拠の位置に変更があったとは認められないことから、道路運送車両法に基づく変更登録の申請の手続きは不要とする。

また、移動先営業所が不利益処分により事業計画の拡大が出来ない期間においては、本通運は適用できないものとする。

### 2. 運用方針

(1) 「一定期間」は、30日以内とし、連続した本通運の適用は認めない。また1年間では本通運の適用を実施する上限は120日間とする。

(2) 同時に同一営業所から移動する運転者数及び車両数の合計は、移動元営業所の選任運転者数及び配置車両数のそれぞれ5割を超えないこと。

(3) 移動元営業所から移動した運転者（以下「移動運転者」という。）及び移動車両に係る必要な情報（移動運転者の運転者等台帳、指導及び監督の実施に関する記録、健康状態に関する記録、点呼の記録、業務の記録、運行記録計による記録、移動車両の自動車検査証（券面記載情報）、点検整備記録を含む）が、移動時に移動先営業所に共有されていること。ただし、2.(4)の「運行管理」をすべて移動元営業所で行う場合、移動運転者の運転者等台帳及び移動車両の自動車検査証（券面記載情報）を移動時に移動先営業所に共有すればよいものとする。

(4) 「運行管理」は、原則、移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所において運行管理業務の履行補助（点呼等）を行うことを認める。後者の場合、移動先営業所は、その状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有すること。また、対面によらない点呼を行う場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）及び「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」に則り点呼を実施すること。なお、移動するにあたっての留意事項を以下①～②に示す。

① 移動運転者が移動先営業所の管理下での運行に係る主な道路の状況及び交通の状況を十分に把握できていない可能性がある場合には、必要に応じて当該状況を移動元営業所と移動先営業所の間で共有し、安全に運転するために留意すべき事項を事前に指導すること。

② 移動運転者が移動先営業所の運行管理者又は補助者と対面又は点呼告示において規定する方法で点呼を実施した場合は、移動元営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとし、貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成6年3月29日付け国自貨第278号、国自安第180号、国自整第281号）第18条第5項の規定に準じて行うものとする。

(5) 「整備管理」は、原則、移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所において整備管理業務の履行補助（日常点検等）を行うことを認める。後者の場合、移動先営業所はその状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有すること。なお、移動するにあたっての留意事項を以下①～③に示す。

① 整備管理を実施するための規程の内容は、関係する営業所間で管理が繁雑とならないよう配慮するとともに、一定期間移動するにあたって必要な内容となること。

② 移動車両は移動先営業所の自動車庫に留め置くことから、車両全てを収容できる広さを有するものでなければならない。

③ 移動先営業所が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第14号）第6条第1項及び第8条第1項に規定する特定地域内に存する場合には、同法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(6) 移動車両の状況を容易に把握できるよう、移動期間及び移動車両を特定する情報（自動車登録番号等）を関係する営業所において直近1年間保存すること。

(7) 上記各号に係る業務については、その対象営業所や、運行管理及び整備管理の方法について、運行管理規程及び整備管理規程に明確に定めること。また、移動運転者に関する運行管理の責任及び移動車両に関する整備管理の責任は移動元営業所が負うものとする。

### 3. 違反行為の防止

(1) 上記2各号が適切に実施されるよう、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）との連携を一層緊密にされたい。

(2) 地方実施機関からの通報等により、上記2各号のいずれかに反する行為を行っていると思われる事業者に対しては、必要に応じ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第60条第1項の規定による報告の徴収又は同条第4項の規定による立入検査を行うこととする。

(3) (2)のほか、監査等により、上記2各号のいずれかに反する事実が確認された場合には、違反営業所に対し、貨物自動車運送事業法第33条に基づく処分等を厳正に行うこととする。

会員事業者各位

(公社) 沖縄県トラック協会  
(公印省略)

中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業の実施について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 5 年度国土交通省補正予算において、中小トラック運送事業者に対するテールゲートリフター等導入等支援事業に係る支援が実施されることになり、全日本トラック協会が補助事業の執行団体として、補助金申請の募集を開始しております。

つきましては、全日本トラック協会ホームページをご確認のうえ、対象事業者はご申請頂きますようお願い致します。(※当協会ホームページにもリンクを貼り付けています。)

敬具

記

【1】補助対象期間及び補助対象事業

① 補助対象事業及び申請資格

種 類	補助対象事業	申 請 資 格
1. 【車両の効率 化設備の導入 等事業】	①テールゲートリフター	(1) 中小トラック運送事業者
	②トラック搭載型クレーン	(2) 上記 (1) にトラックを貸渡すリース事業者
	③トラック搭載用 2 段積みデッキ	
	④速度制限装置の機能改修	
2. 【業務効率化 事業】	⑤予約受付システム	(1) 中小トラック運送事業者であって、以下のいずれかに該当するもの ・「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っている ・働きやすい職場認証制度の認証を取得している ・パートナーシップ構築宣言を行っている (2) 中小トラック運送事業者と連携する荷主企業又は倉庫事業者であって、以下のいずれかに該当するもの ・「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っている ・パートナーシップ構築宣言を行っている (3) 上記 (1) 又は (2) にシステムを貸渡すリース事業者
	⑥A S Nシステム	
	⑦受注情報事前確認システム	
	⑧パレット等管理システム	
	⑨配車計画システム	
	⑩求貨求車システム	
	⑪運行・労務管理システム	
	⑫契約書電子化システム	
	⑬車両動態管理システム	
3. 【経営力強化 事業】	⑭原価管理システム	(1) ⑤～⑬の申請資格 (1) に該当する者 (2) 上記 (1) にシステムを貸渡すリース事業者
	⑮M & A ・事業承継	⑤～⑬の申請資格 (1) に該当する者
4. 【人材確保・ 育成事業】	⑯人材採用活動	⑤～⑬の申請資格 (1) に該当する者 (1) ⑤～⑬の申請資格 (1) に該当する者 (2) 上記 (1) に対して講習等を実施する人材育成機関
	⑰人材育成活動	
	⑱大型免許、けん引免許及び フォークリフト運転資格	⑤～⑬の申請資格 (1) に該当する者

②【補助対象期間】 令和 5 年 11 月 10 日 (金) ～令和 6 年 11 月 30 日 (土)

【2】申請受付期間（※先着順）

令和6年9月24日（火）～11月30日（土）

【3】重複申請の可否について

複数の補助対象事業について、重複して申請することができる場合があります。  
詳しくは全ト協ホームページをご確認ください。

【4】募集要領及びQ&A

全ト協ホームページを確認し、該当箇所を必ずよくご覧ください。

【5】申請様式・記入例

全ト協ホームページに事業ごとの申請様式及び記入例が掲載されておりますのでダウンロードしてください。

【6】申請方法

下記へ提出書類一式を郵送（書留郵便又はレターパック）にてご提出ください。

※1 一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。

※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。

※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取扱いできません。

送付先：〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱 36号BW

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『○○○○○申請書類在中』と赤字で記載してください。

↑各補助対象事業名を記載してください。

【※注：沖縄県トラック協会での書類受付は行っておりません。  
上記受付窓口へ郵送で申請書類をご送付ください。】

【7】問い合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当

※2024年10月18日まで TEL：03-6630-2388（9：00～17：00）

※2024年10月19日以降 TEL：03-3354-1069（9：00～17：00）

但し 12：00～13：00 を除く）

## 行政機関が実施する運転免許取得助成金のご案内

運転免許取得に係る助成金を下記及び当協会ホームページにてご案内致します。

### 1, 国土交通省（全ト協が執行団体）

- 助成金の名称：令和5年度国土交通省補正予算「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」
- 補助対象 ①大型、②けん引、③フォークリフト、④特例教習
- 申請期間 ア. 取得後の申請 令和5年11月10日～令和6年11月30日  
イ. 取得前の申請 交付決定日～令和6年11月30日
- 補助金（補助率）  
費用の1/2  
1事業者あたり15万円（申請は1回限りだが、複数名をまとめて申請可）  
例：取得価格が大型20万円1名、けん引10万円1名 計30万円2名分をまとめて申請の場合、大型の1/2=10万、けん引の1/2=5万 計15万円可能
- 問い合わせ先  
令和6年10月18日まで：03-6630-2388  
令和6年10月19日以降：03-3354-1069

### 2, 厚生労働省

- 助成金の名称：人材開発支援助成金「人材育成支援コース」
- 補助対象 準中型、中型、大型、けん引、特例教習、フォークリフト 等
- 申請期間 訓練開始日（適性検査受診日）から起算して1カ月前までに必要書類を提出。終了は特に定められていない。
- 補助金（補助率）  
正規雇用者の場合45% 上限15万円  
人数制限なし1名3回まで
- 問い合わせ先：098-868-1606

### 3, 沖縄県

- 助成金の名称：令和6年度交通事業者運転手等（整備士・運行管理者含む）確保支援事業補助金
- 補助対象 ①第1種大型免許、②第2種大型免許、③特例教習
- 応募期間 令和6年9月18日～令和6年12月27日
- 実施期間 令和6年4月1日～令和7年2月28日
- 補助金（補助率）  
費用の1/4 または1人あたり10万円のいずれか低い方
- 沖ト協の免許取得助成金との併給は不可だが、国との併給は可能。
- 問い合わせ先：098-866-2045

沖ト協 HP から  
各種助成金 HP へ  
リンクできます！

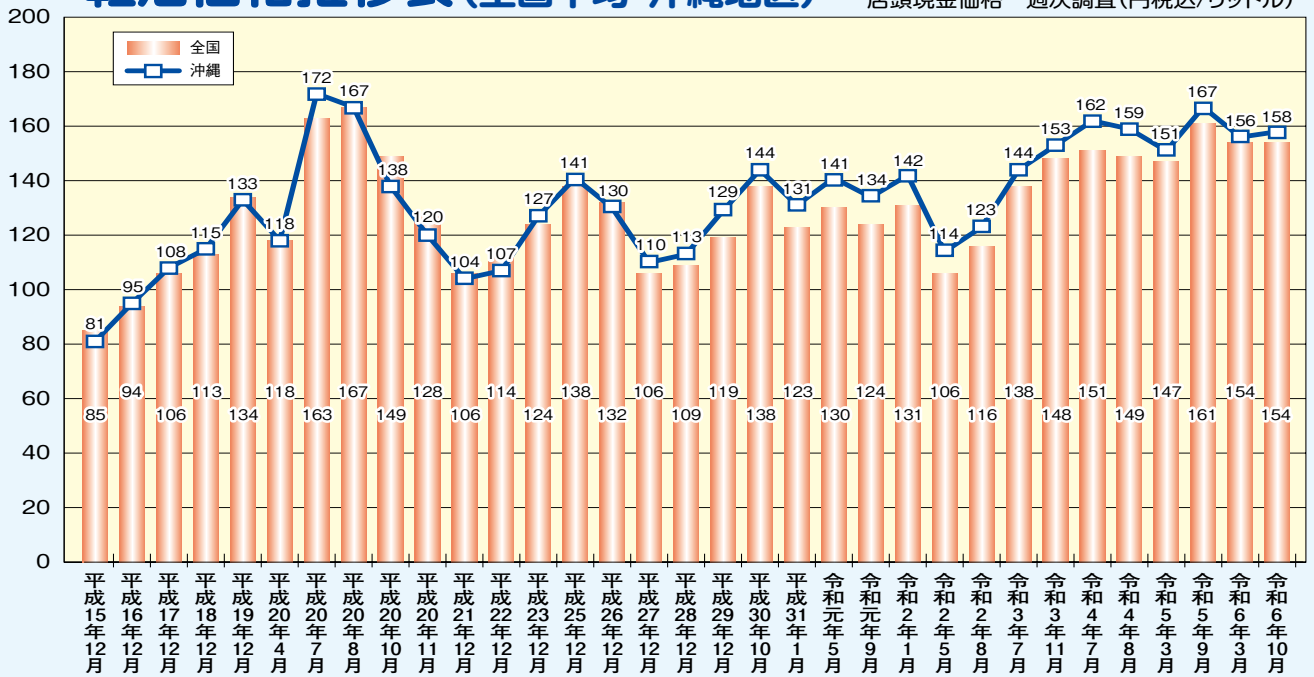
## 令和6年度 沖縄県トラック協会助成金執行状況

令和6年10月21日現在

No.	助成金項目	予算額	執行額	差額	率(%)	※各種助成金の実施期間は、原則として 令和6年4月1日～令和7年1月31日迄。
①	運行管理者講習	384,000	419,200	-35,200	109	◎実施期間の例外： ⑤SASスクリーニング検査の「事前申込書」提出期限は、令和6年12月28日迄。 ⑭全ト協の環境対応車導入促進助成金は、令和7年1月20日迄。 ※各種助成金の詳細や申請用紙は、沖縄県トラック協会ホームページ【助成事業】からダウンロード頂けます。 ※上記にかかわらず各助成金の予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了致します。既に予算額に達している項目もありますのでお早めにご申請ください！
②	安全マネジメント	208,000	119,600	88,400	58	
③	運転記録証明書	804,000	371,180	432,820	46	
④	ドライバー安全教育訓練	310,500	208,823	101,677	67	
⑤	SASスクリーニング検査	125,000	240,000	-115,000	192	
⑥	アルコール検知器	600,000	389,500	210,500	65	
⑦	健康診断受診	2,600,000	1,500,000	1,100,000	58	
⑧	突然死予防	45,000	0	45,000	0	
⑨	ドライブレコーダ	500,000	60,000	440,000	12	
⑩	安全装置	150,000	0	150,000	0	
⑪	中小企業大学校講座	64,000	68,720	-4,720	107	
⑫	自動車運転免許取得	720,000	700,000	20,000	97	
⑬	信用保証料	50,000	0	50,000	0	
⑭	環境対応車（全ト協・沖ト協）	260,000	100,000	160,000	38	
⑮	E M S	10,000	0	10,000	0	
	合計	6,830,500	4,177,023	2,653,477	61	

# 軽油価格推移表 (全国平均・沖縄地区)

2024年10月7日 現在  
店頭現金価格 週次調査(円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表 小数点以下切り捨て

## 協会日誌

### 2024年 11月行事予定

- 3(日) 文化の日
- 4(月) 振替休日
- 5(火) 令和6年度沖縄県広域地震・津波避難訓練
- 6(水) 貨物自動車運送事業者集団指導(沖縄市産業交流センター)19:00~21:00/適正化指導員全国研修「特別研修」1回目(中部トラック総合研修センター)~7日
- 7(木) 星野良三(前全ト協会長)お別れの会(帝国ホテル東京)11:00~13:00/適正化指導員全国研修「特別研修」2回目(中部トラック総合研修センター)~8日
- 8(金) 青年部協議会・女性部会共催合同企業説明会(沖ト協5F)10:00~15:00
- 9(土) 青年部協議会・女性部会共催合同企業説明会(沖ト協5F)10:00~15:00
- 12(火) 総務・企画委員会(4F第2研修室)12:00~
- 13(水) 国民スポーツ大会沖縄県開催に向けた準備委員会設立総会 予定 ※午後
- 14(木) 九州・沖縄ブロック適正化事業指導員研修会(鹿児島)17:10~19:15
- 15(金) 荷役作業安全ガイドライン説明会(沖ト協5F研修室)13:30~16:00/暴力団追放沖縄県民大会並びに暴力団壊滅沖縄市民総決起大会(沖縄市民会館)14:00~
- 16(土) 省エネ運転講習会(沖ト協4F第2研修室)09:00~16:00
- 18(月) 九ト協専務理事会(大分)14:00~14:50/九ト協理事会(大分)15:00~16:50

- 20(水) 愛媛県トラック協会松山地区のダンプ部会との意見交換会(パシフィックホテル沖縄)16:00~
- 21(木) 健康管理セミナー(沖ト協5F研修室)13:30~16:00
- 23(土) 勤労感謝の日
- 24(日) 陸自第15旅団創隊14周年那覇駐屯地創立52周年記念行事(陸自那覇駐屯地)09:00~15:00/中部支部親善ボウリング大会(ドラゴンボウル)15:00~
- 26(火) 鹿児島県トラック研修センター記念式典及び完成祝賀会(鹿児島県ト研修センター)14:00~
- 29(金) 物流セミナー「標準的な運賃」活用セミナー(沖ト協5F研修室)14:00~16:30

### 2024年 12月行事予定

- 2(月) 第3回理事会 予定
- 5(木) 第208回理事会(第一ホテル東京)
- 10(火) 九ト協:中国・四国・九州ブロック各県トラック協会専務理事業務連絡会議(鹿児島)14:00~
- 11(水) 運賃交渉相談会(沖ト協5F研修室) 予定/陸災防九州ブロック事務局長会議(鹿児島)10:00~
- 12(木) 適正化事業指導員全国研修「専門研修」(全ト協3F)~13日
- 13(金) 国土交通大臣表彰受賞祝賀会(ホテルモリアクラシック)18:00~ 予定/初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修(沖ト協5F)09:20~17:00
- 18(水) 九州ブロック専務理事及び事務局長合同会議(長崎)14:00~16:15
- 27(金) 仕事納め

## 会員だより

### ◆ 入 会

事業所名/代表者名	電 話	F A X	〒	所 在 地
(有)マキシエクスプレス	0980-82-5330	0980-83-8672	907-0002	石垣市字真栄里565-1

## 近代化基金融資にかかる 貸出金利について

貸付利率

**年 1.75%** (令和6年10月10日より適用)

# 配送にはコストがかかります

配送負荷の軽減にご協力ください



国では、  
商取引において物流サービスが無償で提供されていると誤解を招かないよう「**送料無料**」表示の見直しに取り組んでおり、消費者や事業者の理解が広がるように取組を進めています。

また、配送負荷の軽減のため、宅配ボックスの活用や配送時間帯の指定などにより、荷物を可能な限り一回で受け取る「**再配達削減**」にもご協力ください。 [詳しい内容に関してはコチラから](#)



## 「送料無料表示の見直し」とは…

- 送料負担の仕組みを表示すること  
(「送料当社負担」、「〇〇円(送料込み)」等)
- 「送料無料」表示をする場合には表示者の責任として以下を分かりやすく表示・説明すること
  - ▶ 「無料」と表示する理由
  - ▶ 送料負担の仕組み等を分かりやすく説明すること

詳しい内容に関しては  
[コチラから](#)

